平成２７年（フ）第５６号
兵庫県明石市旭が丘12番26号
債務者　眞田　洋至
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
兵庫県明石市野々上１丁目３番地の19
債務者　原山　琢哉
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第８１号
北九州市若松区迫田町10番38号　105
債務者　吉田　孝子（旧姓今仁・荒木）
1　決定年月日時　平成27年４月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２０号
北九州市若松区今光１丁目４番２号
債務者　柴田　孝二
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０４号
兵庫県三田市中町８番４号　202号、従前の住所兵庫県三田市横山町15番28―105号
債務者　福井造園こと　福井　昭弘
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０５号
兵庫県三田市中町８番４号　202号、従前の住所兵庫県三田市横山町15番28―105号
債務者　福井　和子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０９号
神戸市須磨区北町３丁目１番６号　月見山マンション北棟302
債務者　楠木　英之
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２５号
熊本市東区長嶺東５丁目８番35号　ルミエールスクエア103号
債務者　上田　浩光
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２６号
熊本市東区長嶺東５丁目８番35号　ルミエールスクエア103号
債務者　上田　明子（旧姓織田）
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９号
熊本市北区清水万石５丁目１番114号
債務者　和久田淳子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
熊本市南区海路口町493番地２
債務者　木下真弓美
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３２号
青森県平川市猿賀石林45番地19
債務者　石山　裕貴
1　決定年月日時　平成27年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１８号
青森県三戸郡南部町大字虎渡字虎渡山24番地
債務者　佐々木栄彦
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

免責許可決定

平成２６年（フ）第６１７号
埼玉県狭山市大字下奥富2441番地の13
破産者　武田　俊実
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６１８号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目８番地４　永島ハイツ101、前住所埼玉県富士見市東みずほ台１丁目２番地８　セルテスみずほ305
破産者　會田かすい
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６３２号
埼玉県入間市扇町屋１丁目５番19号　長谷川ハイツ101、開始決定時の住所埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1115号
破産者　羽倉　正子
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１６号
埼玉県入間市宮前町６番３号
破産者　吉田　秀樹
1　決定年月日　平成27年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７３号
茨城県潮来市上戸145番地１　県営牛堀アパート３棟301号
破産者　堀江　昌子
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第６０５号
栃木県真岡市熊倉町4786番地１　うえきコーポＦ棟102号
破産者　笠原ヨシコこと　カサハラ　アゴスチニョ　ルテ　ヨシコ
1　決定年月日　平成27年３月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係